

# 道路法 24 条申請手引き

## 制度の趣旨等

道路管理者以外の者が、道路に関する工事を行う場合は、道路管理者の承認を受けなければなりません（道路法第 24 条）。また、この工事等に要する費用は、承認を受けた者が負担することとされています（道路法第 57 条）。なお、この申請により施工された構造物に関しては、工事完了後に検査を受け、支障がなければ、道路管理者が管理するものとなります。

### 「道路法」

#### 第 24 条（道路管理者以外の者の行う工事）

道路管理者以外の者は、[中略] 道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で、政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。

#### 第 57 条（道路管理者以外の者の行う工事等に要する費用）

第 24 条の規定により道路管理者以外の者の行う道路に関する工事又は道路の維持に要する費用は、同条の規定により道路管理者の承認を受けた者又は道路の維持を行う者が負担しなければならない。

## 申請対象工事

申請の対象となる工事の例として、以下の工事があります。

- |  |
|--|
| <input type="checkbox"/> 車両乗り入れのための歩道切り下げ工事(新設、撤去、移設)※     |
| <input type="checkbox"/> 道路排水整備のための側溝の新設、撤去、蓋掛け等           |
| <input type="checkbox"/> 開発行為に伴う開発道路と既存道路との接続工事            |
| <input type="checkbox"/> 道路構造物(歩車道境界ブロック、デリネーター等)の撤去及び設置工事 |
| <input type="checkbox"/> 街路樹、植樹柵の設置又は撤去                    |
| <input type="checkbox"/> その他市道に関する工事                       |

※車両の乗り入れ部に関しては、原則として 1 施設に 1 箇所となります。

## 一般的注意事項

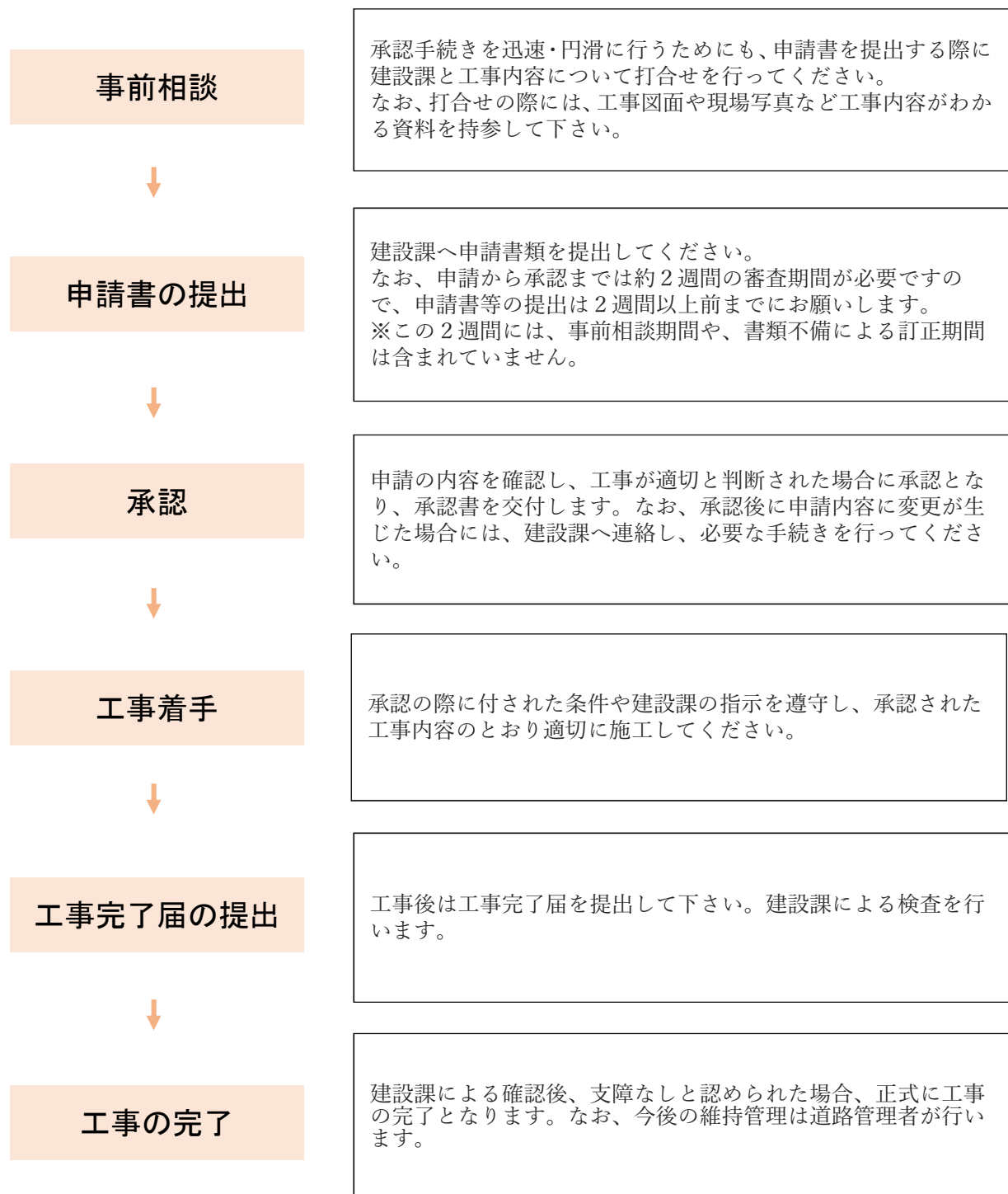
申請にあたっては、次の事項に注意してください。

- (1) 現地調査を必ず行い、道路管理上又は交通安全上の支障がない計画としてください。

- (2) 地下埋設物などの調査を行い、本件工事に伴い支障が生じる場合には、各施設の管理者と協議し、移設又は防護を行ってください。
- (3) 街路樹の移植を含め工事等に係る一切の費用は、申請者が負担することになります。

## 申請者の手続き

一般的な手続きは以下の通りです。



## 申請時に必要な書類

申請書を提出する際に必要な書類は以下のとおりです。

- ・道路工事施工願
- ・位置図（住宅地図等で詳細な位置を表したもの）
- ・現況写真（工事箇所を赤線などで示したもの）
- ・現況図（平面図、正面図、断面図）
- ・計画図（平面図、正面図、断面図）
- ・保安施設図（誘導員の配置やカラーコーンの配置など）
- ・施工面積表（施工面積の計算根拠を示したもの。※平面図への記載でも可）
- ・その他必要と思われる書類

各2部

## 工事完了時に必要な書類

工事完了時に完了届を提出する必要があります。

- ・工事完了届
- ・位置図
- ・工事写真（着工前写真、工程ごとの工事中写真、工事後写真）

問い合わせ先

天童市老野森一丁目1番1号

天童市役所 建設課 維持係

TEL：023-654-1111（内線416）